

## 那覇市『雇用を守る』事業者支援事業給付金支給要綱

令和3年12月20日  
(経済観光部長決裁)

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、那覇市『雇用を守る』事業者支援事業給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 市長は、予算の範囲内において、給付金を支給するものとし、その支給に関しては那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 従業員 那覇市内の事業所を勤務先とするものをいう。
- (2) 待遇改善の取組み 従業員の給与に一時金又は特別手当等上乘せ支給、又は新たに雇用した従業員に対する支度金の支給などをいう。
- (3) 福利厚生の実施に関する取組み 職場旅行費用、社食代金、スポーツ補助、宿泊補助等の、従業員に直接的な支給や付与を行う取組みのうち、事業者負担で実施するもの(休憩室の設置等の職場環境整備費用やメンタルヘルス等セミナー実施に係る費用などは除く。)をいう。

### (支給の目的)

- 第3条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者が、雇用の継続等のために行う従業員の待遇改善又は福利厚生の実施等の取組みに対する応援給付を行う。

### (対象事業者)

- 第4条 対象事業者は以下の要件をすべて満たす者とする。
- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 月次支援金の支給を受けた者、沖縄県感染症拡大防止対策協力金の支給を受けた者又は売上について月次支援金の要件と同等の影響を受けたと認められる者。
- (3) 従業員の雇用の継続を目的として、次の事業のいずれかを令和3年4月1日～令和4年1月31日までに実施した者
- ①待遇改善の取組み
- ②福利厚生の実施に関する取組み
- (4) 那覇市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

### (給付額)

- 第5条 給付額は次の(1)、(2)の金額を比較し、より低い方の金額とする。
- (1) 待遇改善の取組み及び福利厚生の実施に関する取組みにかかった費用の90%の金額。
- (2) 従業員の規模に応じた金額
- ①従業員数が1～29人の企業については、従業員1人当たり最大3万円程度(ただし、予算の範囲内で最終的に決定する。)を、従業員の数にかけた金額。
- ②従業員が30人以上の企業については、従業員の数に関わらず一律最大90万円程度(ただし、予算の範囲内で最終的に決定する。)
- (3) 予算配分に関しては、第4条(3)①について優先的に配分するものとする。

(給付金の申請及び実績報告)

第6条 給付を受けようとする者は、事業者が那覇市『雇用を守る』事業者支援事業給付金支給申請書兼実績報告書(第1号様式)(以下、「申請書」という。)を用いて市長に申請しなければならない。

(給付支給決定通知兼確定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請要件及び提出書類について審査し、その結果が適当と認められる場合は、那覇市『雇用を守る』事業者支援事業給付金支給決定兼確定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。なお、支給決定兼確定通知を行った場合、前条の申請書は請求書として取り扱い、請求日は支給決定兼確定通知日とみなす。

(給付金の支給)

第8条 市長は、前条の支給決定兼確定通知をした場合は、当該通知日の翌月末日までに指定の口座に振り込みにより支払うものとする。ただし、支払日が休日の場合は前営業日とする。

(給付金の不支給決定通知)

第9条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、申請要件及び提出書類について審査し、その結果が不適当と認められる場合は、那覇市『雇用を守る』事業者支援事業給付金不支給決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の取消決定通知)

第10条 市長は、対象事業者が虚偽または不正の手段により、給付金の支給を受けたと認められる場合は、その者へ那覇市『雇用を守る』事業者支援事業給付金支給取消決定通知書(第4号様式)により、支給を受けた額の一部又は全部の返還を請求することができる。

(委託)

第11条 市長は、給付金の事務業務について、その一部又は全部を委託できるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。